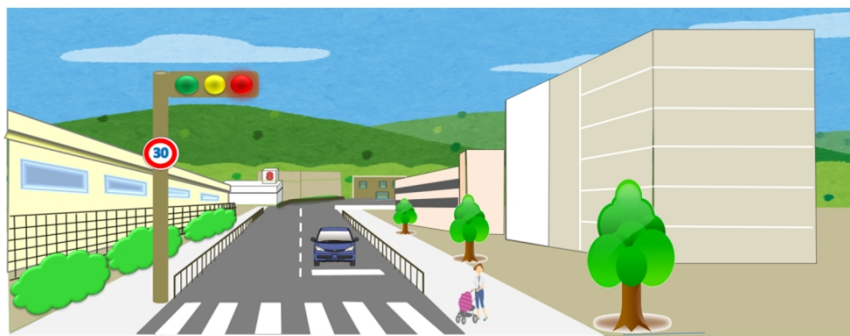


## 2 準備組合の活動状況

### 2-1 都市計画手続き

#### (3) 地区計画の指定方針について



魅力ある成合南地区をいつまでも「良好なまち」とするため、それぞれの土地利用にあわせて、きめ細やかなルールである「地区計画」を都市計画決定いたします。

#### <地区計画の例>

##### ■地区区分

居宅・自己活用地（農地・地区内企業等）・利活用地の3つの区分ごとに土地利用のルールを定めることを想定しています。

##### ■敷地規模

3つの区分に応じて、最低敷地面積を設定し、土地の細分化を抑制します。

#### (4) 生産緑地の指定について



生産緑地とは、市街化区域内にある農地の計画的な保全を図ることを目的としています。

指定に際しては生産緑地地区として高槻市が都市計画決定します。

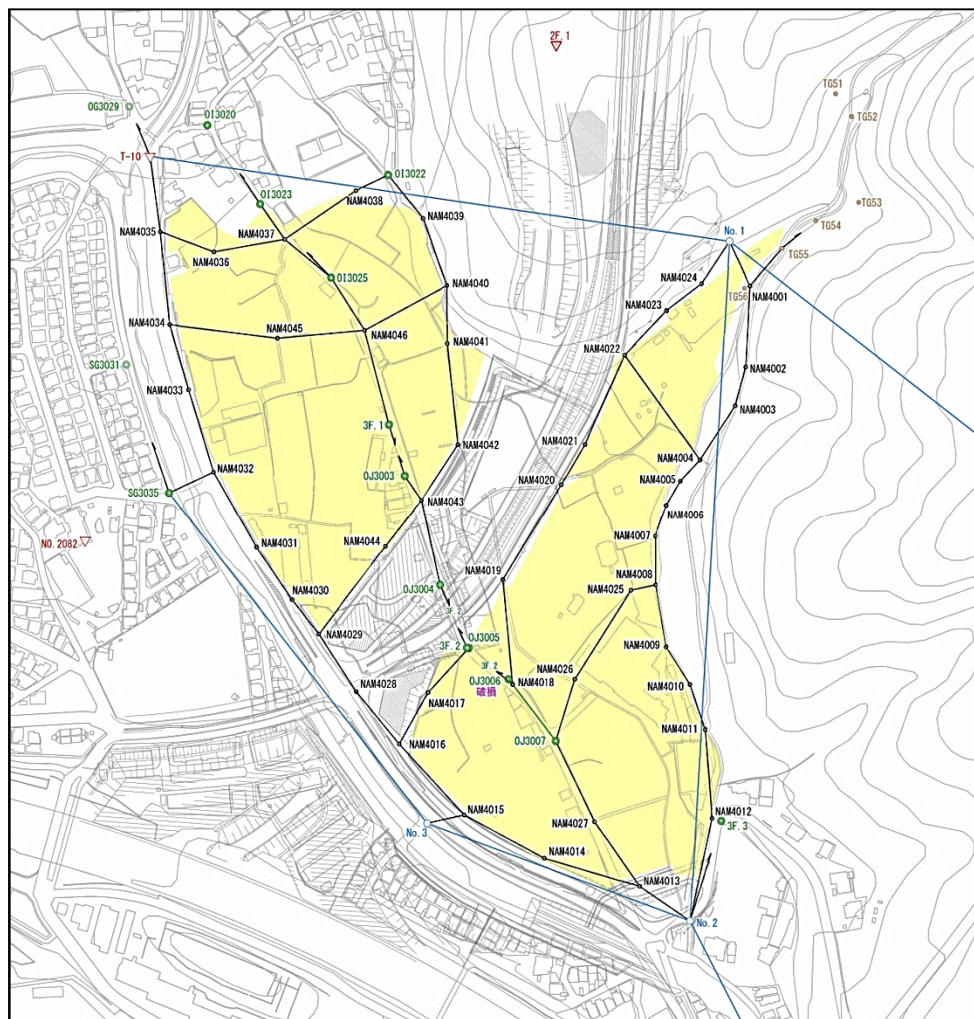
市街化区域内の農地は通常、宅地並み課税となりますが、生産緑地の指定を受けると、税制上の優遇措置として市街化調整区域の農地と同様の課税となります。

原則30年間、所有者は農地としての管理を義務づけられます

## 2 準備組合の活動状況

### 2-2 現況図面の作成

土地の高さ、道路、水路や建物位置を調査し、現況図面を作成しました。





## 2 準備組合の活動状況

### 2-3 施行区域の明確化

事業化に向けては、施行区域（区域の外周部分）を明らかにする必要があります。高槻市において調査した結果、下図に赤と青で示す部分が境界未確定、もしくは古い境界が復旧できないことが判明しました。これらについては、関係者の方々のご協力を頂きながら、境界確定作業を順次進めていきます。

